



統計をみよう

関東農政局統計部

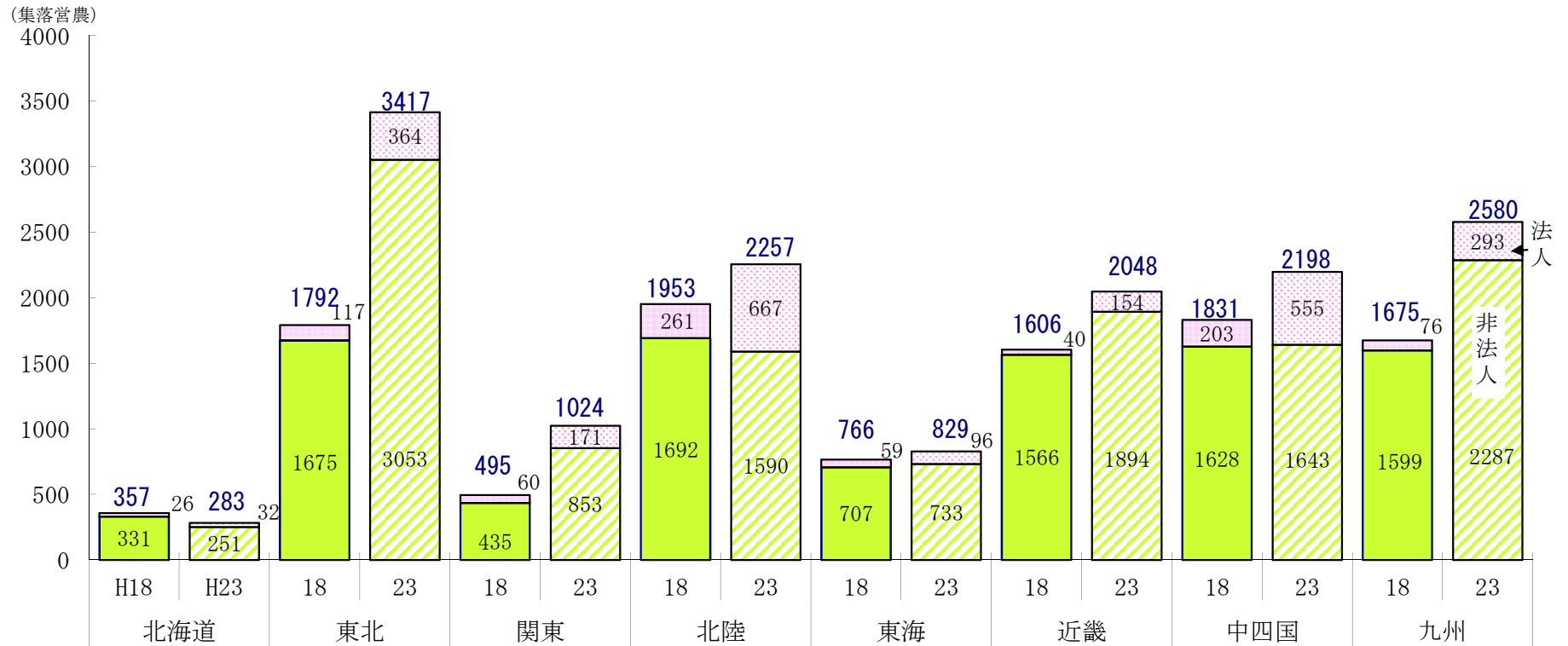
平成23年5月9日

平成23年集落営農実態調査結果 (関東農政局管内)



平成23年4月7日公表

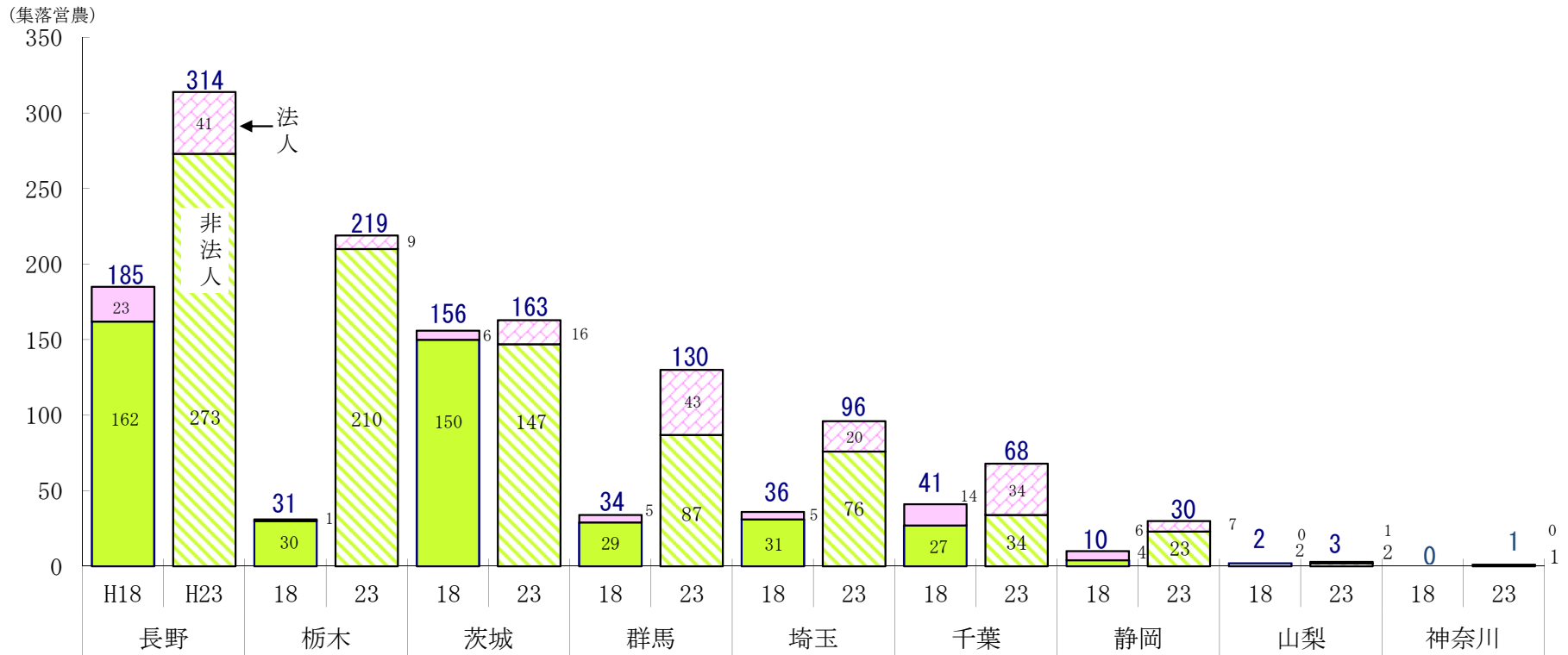
図1 組織形態別集落営農数（農政局別）



ポイント

- ・ 全国の集落営農数は、14,643で、平成18年に比べ4,162(39.7%)増加している。
- ・ 集落営農数の推移を農政局別にみると、北海道を除くすべての農政局で増加している。
- ・ 法人の集落営農数は、北陸、中四国、東北及び九州で増加が大きい。

図2 組織形態別集落営農数（関東農政局管内）

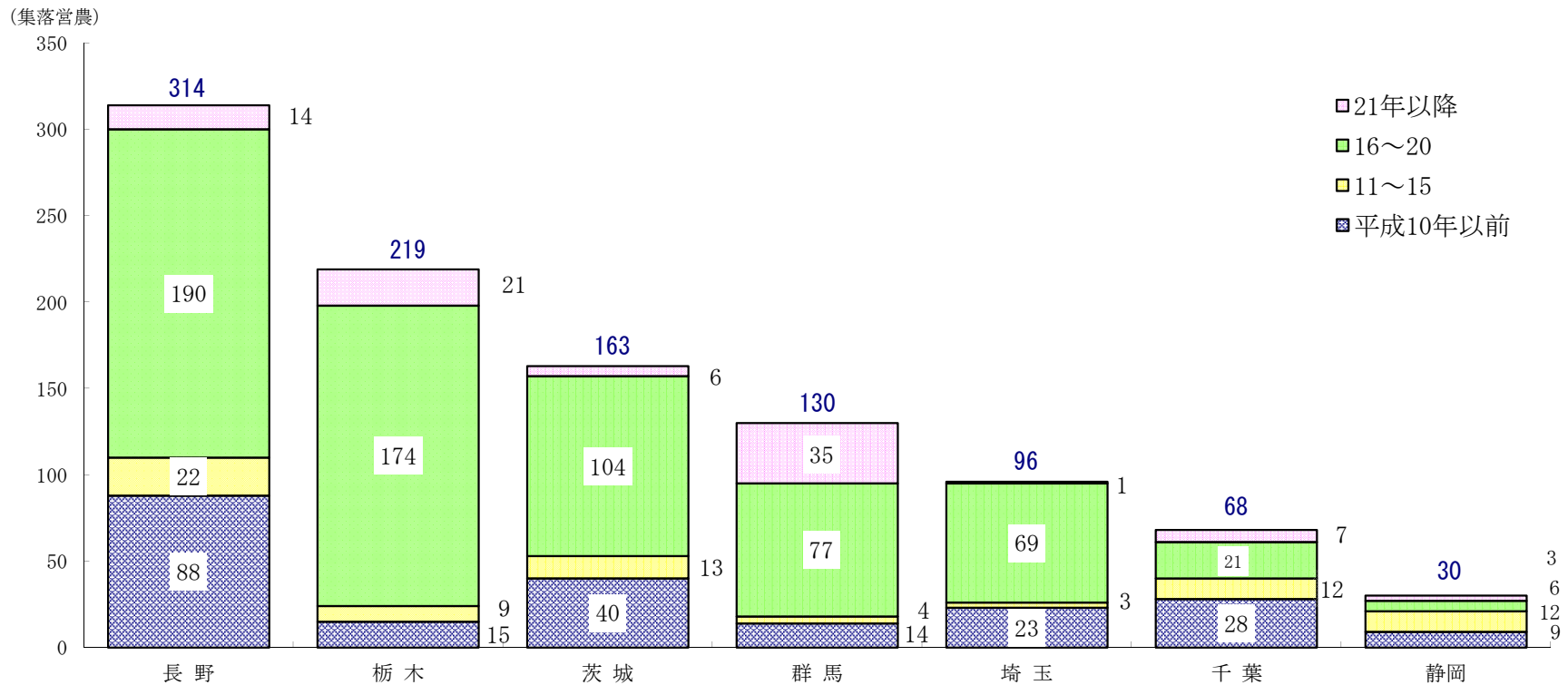


ポイント

- ・ 集落営農数は、水田・畑作経営所得安定対策や戸別所得補償モデル対策等を契機にすべての県で増加している。特に長野、栃木、茨城で多い。

注：東京都は、集落営農がないため、本資料から除外している。

図3 設立年次別集落営農数（関東農政局管内）

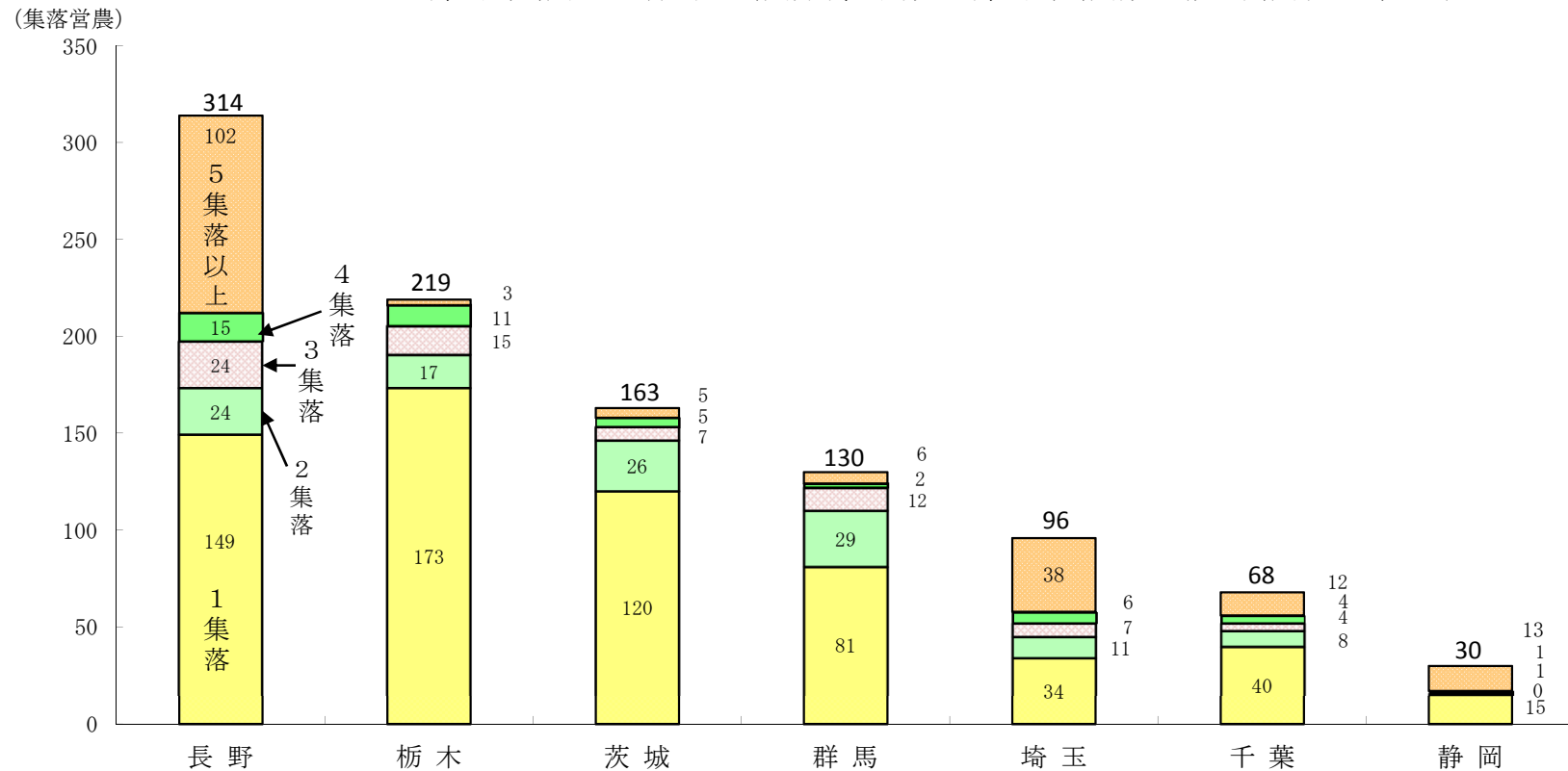


ポイント

- ・ 関東農政局管内の集落営農を設立年次別にみると、平成16年から20年に設立した集落営農が多い。これは、平成19年産から導入された水田・畑作経営所得安定対策を契機とした設立が多かったことによる。
- ・ 平成21年以降設立の集落営農数をみると、群馬、栃木、長野で多くなっている。

注：関東農政局管内で集落営農数が多い主要県を掲載した。

図4 集落営農を構成する農業集落数別集落営農数（関東農政局管内）

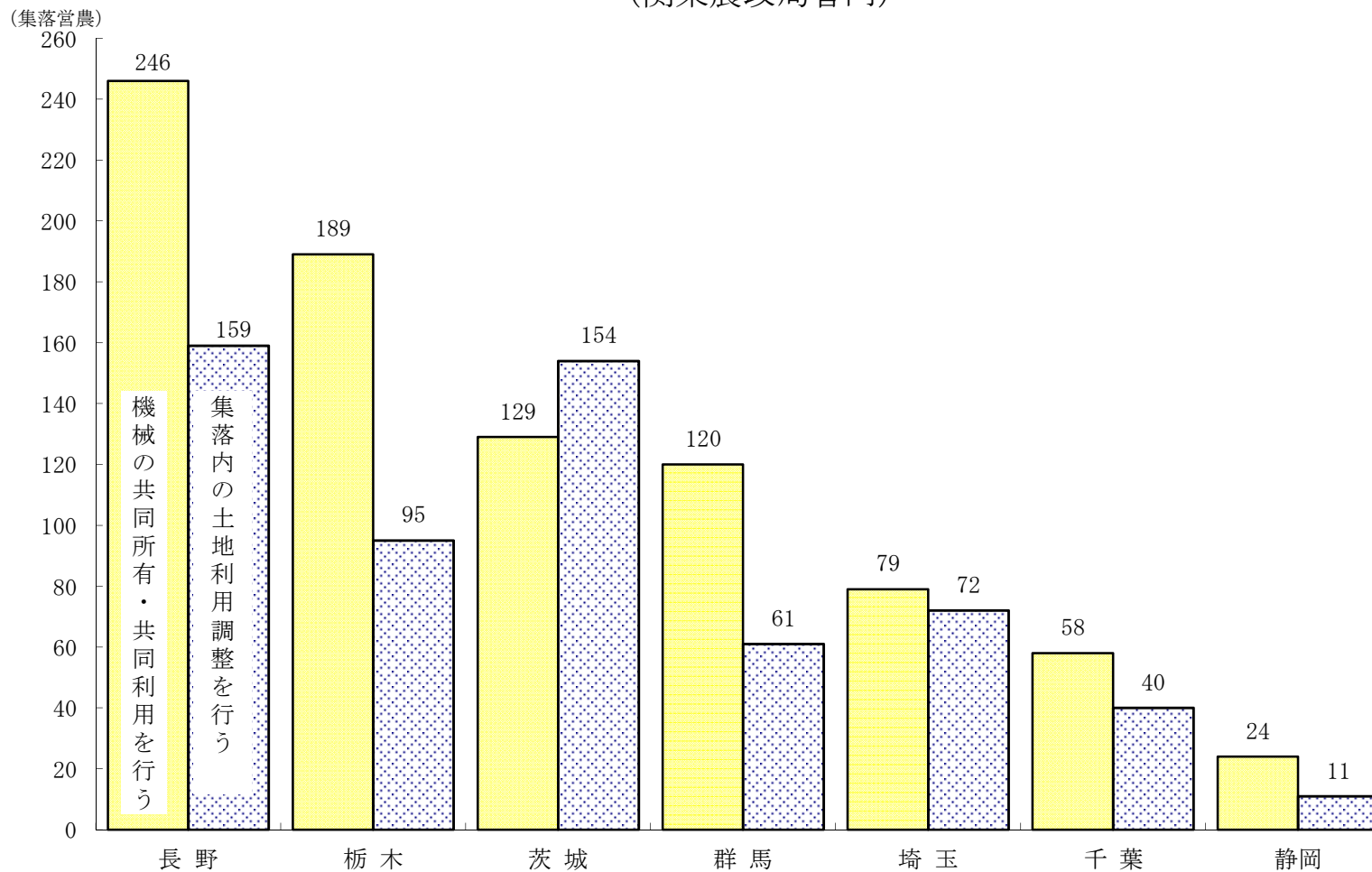


ポイント

- ・ 関東農政局管内の集落営農を構成する農業集落数別にみると、埼玉以外は1集落で構成される集落営農が多い。
- ・ 静岡、長野及び埼玉では、5集落以上の集落営農が3割を超えており、旧市町村単位やJA管轄単位など広域で設立された集落営農が多い。

注：関東農政局管内で集落営農数が多い主要県を掲載した。

図5 活動内容別の取組（農産物等の生産・販売以外の活動）（複数回答）
（関東農政局管内）

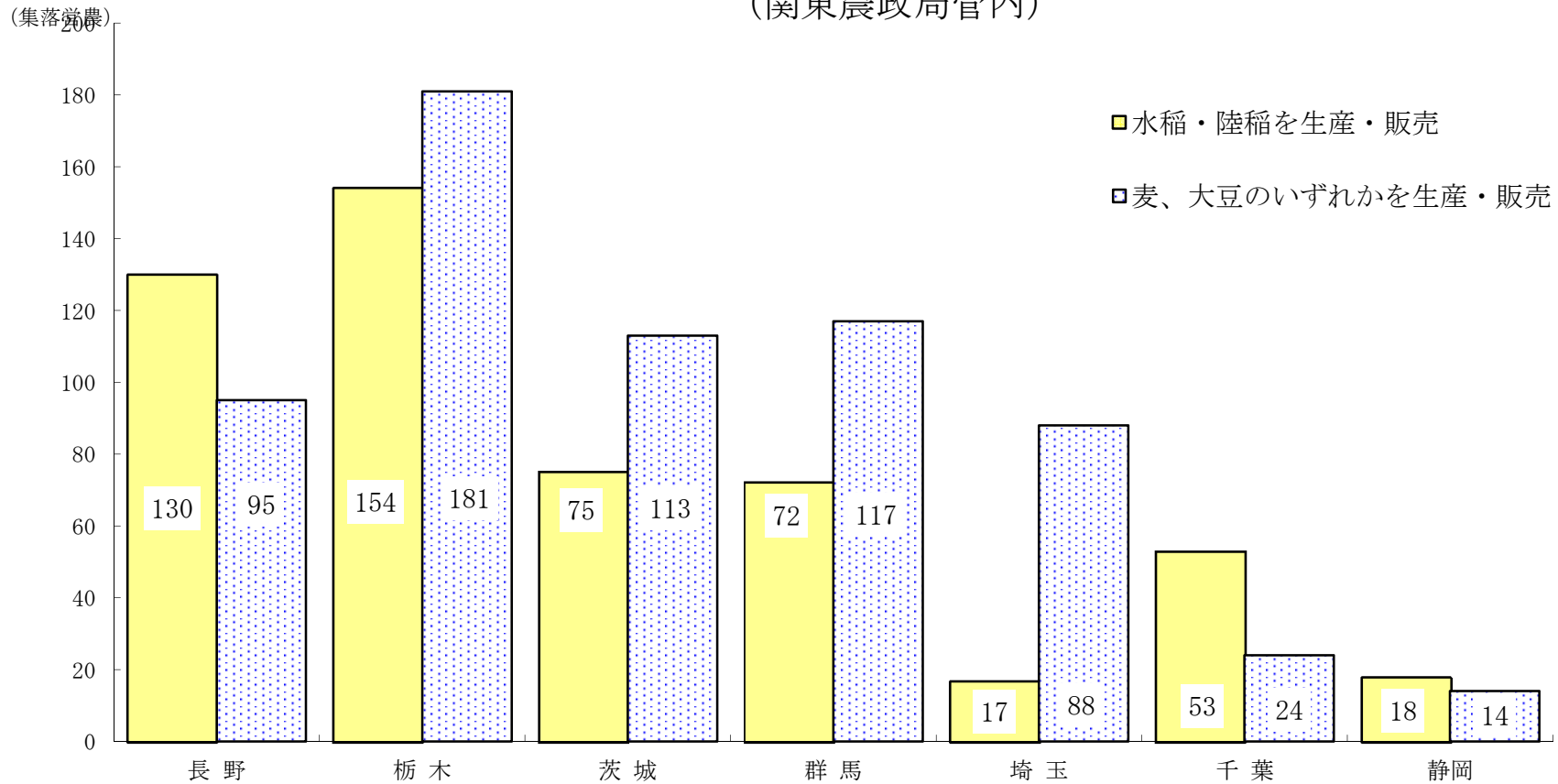


ポイント

・ 関東農政局管内の集落営農の活動内容別の取組割合をみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」が長野、栃木で多く、「作付地の団地化など集落内の土地利用調整を行う」は、長野、茨城で多い。

注：関東農政局管内で集落営農数が多い主要県を掲載した。

図6 活動内容別の取組（農産物等の生産・販売活動）（複数回答）
（関東農政局管内）

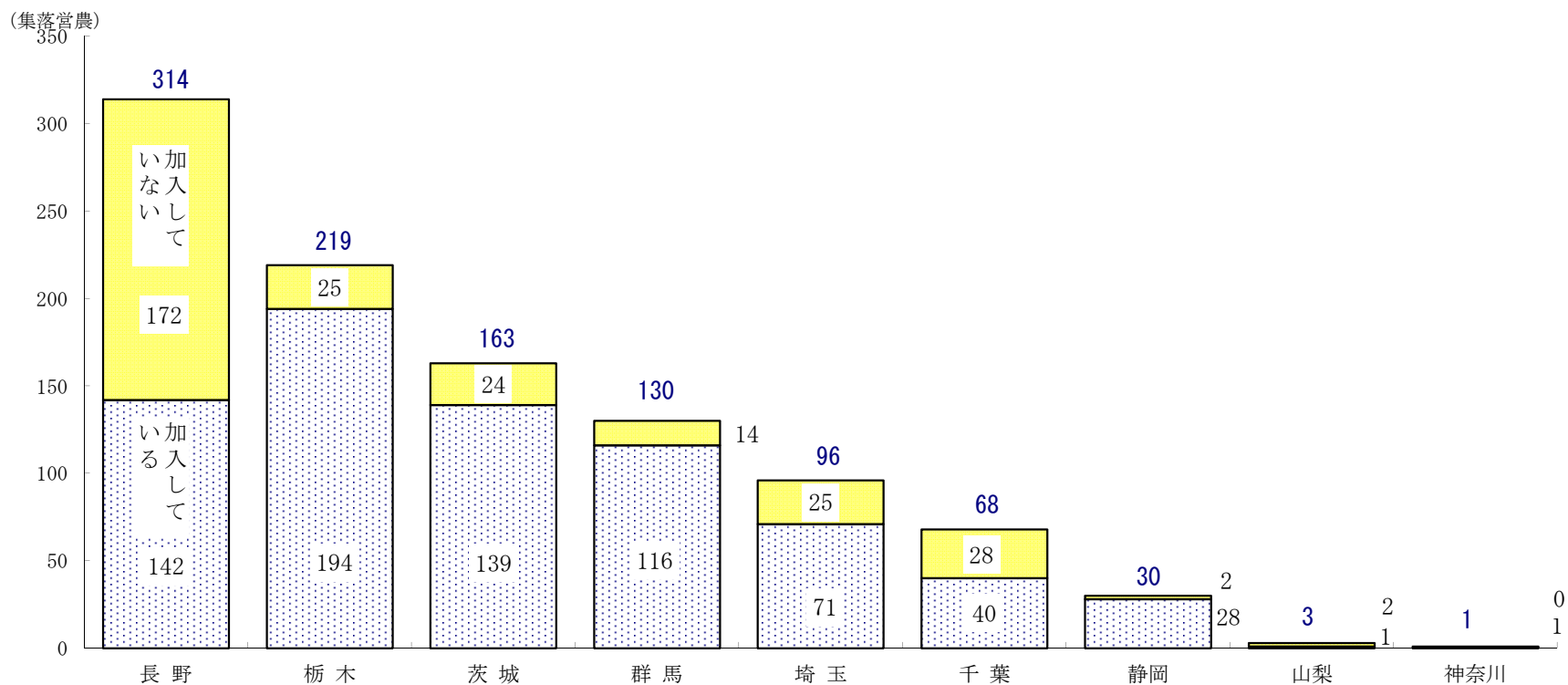


ポイント

- ・ 関東農政局管内の集落営農における農産物の生産・販売活動の取組割合をみると、「水稲・陸稲を生産・販売」は栃木、長野が多く、「麦、大豆のいずれかを生産・販売」は、栃木、群馬、茨城が多い。

注：関東農政局管内で集落営農数が多い主要県を掲載した。

図7 戸別所得補償モデル対策への加入状況別集落営農数（関東農政局管内）



ポイント

- ・ 関東農政局管内の集落営農の戸別所得補償モデル対策への加入状況を見ると、栃木、長野、茨城、群馬の順に加入が多い。

注：東京都は、集落営農がないため、本資料から除外している。

調査の概要

1 調査の対象

本調査における集落営農とは、「集落」を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施される営農（農業用機械の所有のみを共同で行う取組及び栽培協定又は用排水の管理の合意のみの取組を行うものを除く。）をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとした。

- (1) 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- (2) 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業の委託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- (3) 集落の農地全体をひとつの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- (4) 認定農業者、農業生産法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみでのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- (5) 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- (6) 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まないこととした。

- ①農業用機械の所有のみを共同で行う取組。
- ②栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組。

なお、戸別所得補償モデル対策の要件を満たし集落営農として加入した組織については、規約に目的、構成員の資格、構成員の加入・脱退に関する事項、代表者に関する事項、総会の決議方法・議決事項などを規定し、取組作物の生産・販売に関する収支を共同で行っており、構成農家の合意の下に営農がなされていると判断されることから、本調査の対象として調査を実施する。

2 調査期日

平成23年2月1日現在

3 調査の方法

全国の市区町村に対して調査票を郵送、電子メール又はファクシミリにより配付・回収する方法により実施。